

1 基本概念

1-1 法の解釈

解釈→法の解釈 271

文理解釈→ 〃 〃

反対解釈→ 〃 〃

拡張解釈→ 〃 〃

縮小解釈→ 〃 〃

例文解釈→ 〃 〃

類推解釈→ 〃 〃

類推適用 307

準用→類推適用 307

1-2 法律要件・法律効果, 証明責任

法律要件・法律効果 276

要件→法律要件・法律効果 276

効果→法律要件・法律効果 276

法律事実→法律要件・法律効果 276

要件事実・主要事実 293

証明責任(立証責任) 137

拳証責任→証明責任(立証責任) 137

法律要件分類説→証明責任(立証責任)

137

主張責任 125

推定・みなす(看做す) 147

1-3 その他

公法・私法 81

実体法・手続法 116

一般法・特別法 13

ウィーン売買条約 17

国際統一売買法→ウィーン売買条約 17

国際物品売買条約→ウィーン売買条約 17

善意・悪意 157

故意 75

過失 30

具体的過失・抽象的過失→過失 30

軽過失→過失 30

重過失→過失 30

瑕疵 25

代位 172

譲渡 133

処分行為 139

催告 94

撤回→取消し 216

適法行為・違法行為 200

原始取得・承継取得 68

特定承継・包括承継 212

第三者 174

転得者 203

一般財産・責任財産・特別財産 12

少額訴訟 129

2 民法総則

2-1 総説

2-1-1 民法の意義, 基礎概念

パンデクテン方式 228

民法の現代語化 281

権利→私権 107

私権 107

請求権 149

形成権 64

抗弁権 81

民事責任 281

無限責任→有限責任・無限責任 291

有限責任・無限責任 291

自力救済 141

自救行為→自力救済 141

緊急避難→自力救済 141

正当防衛→自力救済 141

2-1-2 民法の基本原則

権利能力平等の原則 74

所有権絶対の原則 140

私的自治の原則 116

意思自治の原則→私的自治の原則 116

自己決定権 111

自己責任の原則→過失責任の原則 31

2-1-3 基本原則の修正原理, 一般条項

公共の福祉 77

信義則(信義誠実の原則) 142

権利失効の原則 72

権利の濫用 74

無過失責任 282

禁反言 59

エストoppel→禁反言 59

事情変更の原則 112

クリーンハンズの原則 clean hands 63

一般条項(白地規定) 12

2-1-4 信託保護制度

動的安全・静的安全 212

信託保護制度 144

権利外観理論 71

外観法理→権利外観理論 71

表見法理→権利外観理論 71, 信託保護
制度 144, 表見代理 237

2-2 権利主体

2-2-1 自然人

権利能力 72

胎児 176

出生 125

意思能力・意思無能力者 8

事理弁識能力 141

行為能力 75

制限行為能力者 150

未成年者 280

成年被後見人 154

被保佐人・保佐人 234

被補助人・補助人 235

親権者→法定代理人 270

後見人→法定代理人 270

保佐人→被保佐人・保佐人 234

補助人→被補助人・補助人 235

詐術(制限行為能力者の一) 104

成年後見制度 153

任意後見人・任意後見契約→成年後見制度
153

行為無能力者 76

準禁治産者→成年後見制度 153

禁治産者→成年後見制度 153

住所・居所 124

不在者 244

失踪宣告 114

同時死亡の推定 209

2-2-2 法人

法人 266

寄附行為 47

代表 179

社員・社員権 120

法人格否認の法理 267

法人の不法行為責任 269

権利能力なき社団 73

2-3 物

物 289

不動産・動産 254

建物 184

元物・果実 40

天然果実・法定果実→元物・果実 40

主物・従物 125

特定物・不特定物 215

種類物→代替物・不代替物 179
 代替物・不代替物 179
 有体物・無体物→物 289
 無記名債権 283

2-4 法律行為

2-4-1 意義

法律行為 273
 単独行為→法律行為 273
 契約 65
 合同行為→法律行為 273
 物權行為・債權行為 247
 成立要件・有効要件 154
 適法行為・違法行為 200
 要式行為 294

準法律行為 129
 事件 107

2-4-2 法律行為の解釈

法律行為（契約）の解釈 274

2-4-3 公序良俗

公序良俗 78
 公の秩序・善良の風俗→公序良俗 78

暴利行為 272

2-4-4 強行法規違反

強行法規・任意法規 51
 強行規定・任意規定→強行法規・任意法規
 51

取締法規・効力法規 218

取締規定・効力規定→取締法規・効力法規
 218

脱法行為 184

2-5 意思表示

2-5-1 意義

意思表示 9
 意思主義・表示主義 6

2-5-2 意思表示の効力発生

隔地者・対話者 24

発信主義・到達主義 227

2-5-3 意思表示の効力

心裡留保 146

虚偽表示 57

通謀虚偽表示→虚偽表示 57

94条2項の類推適用 47

錯誤 102

表示の錯誤 239

動機の錯誤 208

瑕疵担保責任と錯誤 27

詐欺による意思表示 100

強迫による意思表示 56

情報提供義務 136

2-6 代理

2-6-1 意義

代理・任意代理・法定代理 181

有権代理→無権代理 283

署名代理 139

共同代理 54

法定代理人 270

復代理 243

復代理人 243

使者 111

2-6-2 代理権・代理行為

授權行為 124

委任状 14

自己契約・双方代理 110

利益相反行為 295

代理権の濫用 182

2-6-3 無権代理・表見代理

無権代理 283

表見代理 237

越権代理→表見代理 237

白紙委任状 226

2-7 無効・取消し

無効 284

絶対的無効・相対的無効 156

取消しの無効→絶対的無効・相対的無効
 156

一部無効・全部無効 11

追認 196

法定追認 271

取消し 216

遡及効 165

2-8 条件・期限・期間

条件・期限 130

不法条件 260

停止条件→条件・期限 130

解除条件→条件・期限 130

期限の利益 42

付款→条件・期限 130

期間 41

2-9 時効

時効 108

時効の援用 109

時効の中断 109

時効の停止 110

時効利益の放棄 110

除斥期間 138

消滅時効→時効 108

取得時効→時効 108

3 物 権 法

3-1 物権の意義・客体・種類

物権法定主義 253

排他性 224

一物一権主義 11

3-2 物権の効力

物権的請求権（物上請求権） 248

物上請求権→物権的請求権（物上請求権）
 248

物権の返還請求権 249

物権的妨害排除請求権 249

物権的妨害予防請求権 250

3-3 物権の変動

3-3-1 総説

物権変動 250

混同 85

意思主義・形式主義→物権行為・債権行為
 247

公示の原則 78

公信の原則 79

公信力→公信の原則 79

94条2項の類推適用 47

3-4 不動産物権変動

3-4-1 総説

二重譲渡 220

177条の第三者 236

背信的悪意者 224

3-4-2 登記

登記 204

- 仮登記 38
 登記請求権 207
 中間省略登記 192
3-4-3 対抗問題
 対抗要件 173
 対抗力 173
- 3-5 動産物権変動, 即時取得**
 引渡し 230
 即時取得(善意取得) 165
- 3-6 立木などの物権変動と明認方法**
 明認方法 285
- 3-7 占有権**
 占有権 160
 占有 159
 所持 138
 代理占有 183
 占有改定→引渡し 230
 指図による占有移転→引渡し 230
 自主占有・他主占有 112
 善意の占有・悪意の占有 157
 必要費・有益費 232
 占有訴権 160
 占有回収の訴え 159
 占有保持の訴え 161
 占有保全の訴え 161
- 3-8 所有権**
 所有権 139
 相隣関係 165
 境界確定訴訟 49
 筆界確定訴訟→境界確定訴訟 49
 筆界特定制度 232
 無主物先占 284
 先占→無主物先占 284
 遺失物拾得 7
 埋蔵物 280
 添付 203
 付合 244
 混和 86
 加工 25
 共同所有 53
 共有 57
 総有→共同所有 53
 合有→共同所有 53
 区分所有権 60

3-9 用益物権

- 制限物権→担保物権・用益物権 189
 用益物権→担保物権・用益物権 189
 地上権 192
 地役権 191

4 担保物権

4-1 総説・債権の担保

- 債権の担保・人的担保・物的担保 93
 債権者平等の原則 90
 担保物権・用益物権 189
 付従性(担保物権の一) 245
 随伴性 148
 不可分性(担保物権の一) 241
 物上代位 253
 物上保証・物上保証人 253
 第三取得者 176

4-2 抵当権

4-2-1 抵当権の効力

- 抵当権 198
 転抵当 203
 動産抵当 209
 付加物 241

4-2-2 抵当権の実行

- 代価弁済 172
 抵当権消滅請求 199
 抵当建物使用者の引渡しの猶予 199
 法定地上権 270
 除除(民法改正により廃止) 199

4-2-3 共同抵当, 根抵当

- 共同抵当 54
 根抵当 221

4-3 質権

- 質権 114
 転質 202
 流質 306
 権利質 72

4-4 留置権

- 留置権 306

4-5 先取特権

- 先取特権 99

4-6 非典型担保

- 非典型担保 233
 仮登記担保 38
 代物弁済予約 180
 停止条件付代物弁済契約→代物弁済予約

180

- 譲渡担保 133
 所有権留保 140

5 債権法(債権総論)

5-1 債権法総説

- 債権 87
 継続的債権関係 64
 原始的不能・後発的不能 69
 債務→債権 87
 自然債務 113
 付随義務 246
 安全配慮義務 1
 債権侵害 91

5-2 債権の目的

- 種類債権 127
 特定(種類債権の一)→種類債権 127
 制限種類債権→種類債権 127
 選択債権 158
 金銭債権 59
 金額債権→金銭債権 59
 利息債権 304
 利息制限法 304

5-3 債権の効力

5-3-1 総説

- 債権 87
 履行 296

5-3-2 現実的履行の強制

- 強制履行 52
 直接強制 193
 代替執行 178

間接強制 39
 支払督促 116
 強制執行 51
 執行証書 114
 債務名義 98
 差押え 103
 仮差押え 35
 仮執行・仮執行宣言 36
 仮処分 36
 作為給付・不作為給付，作為債務・不作為債務 101
5-3-3 債務不履行に基づく損害賠償請求
 債務不履行 97
 履行遅滞 296
 履行不能 298
 不完全履行・積極的債権侵害 242
 追完→不完全履行・積極的債権侵害 242
 損害賠償 169
 損害 167
 遅延賠償・填補賠償 191
 損益相殺 166
 損害軽減義務 168
 故意 75
 過失 30
 善管注意義務 158
 自己の財産におけると同一の注意→善管注意義務 158
 帰責事由 45
 過失責任の原則 31
 履行補助者の行為に対する責任 299
 違法行為→適法行為・違法行為 200
 違法性 15
 因果関係・相当因果関係 16
 不可抗力 240
 履行利益・信頼利益 300
 慰謝料 10
 過失相殺 32

事理弁識能力 141
 違約金 15
 請求権競合 149
5-3-4 受領遅滞
 受領遅滞 126
 債権者遅滞→受領遅滞 126
5-4 責任財産の保全
 債権者代位権 88
 詐害行為取消権 98
 債権者取消権→詐害行為取消権 98

5-5 多数当事者の債権関係

可分給付・不可分給付，可分債務・不可分債務 35
 連帯債務 308
 不真正連帯債務 245
 保証 277
 保証債務 278
 連帯保証 308
 根保証 222

5-6 債権関係の移転（債権譲渡・債務引受け）

債権譲渡 90
 債務引受け 96
 履行引受け 298

5-7 債権の消滅

弁済 262
 第三者弁済 175
 代理受領 182
 債権の準占有者への弁済・92
 代物弁済 172

弁済の提供 264
 持参債務・取立債務・送付債務 111
 弁済による代位（代位弁済） 263
 供託 52
 求償権 48
 相殺 161
 自働債権・受働債権→相殺 161
 更改 76
 免除 286
 混同 85

6 契約法

6-1 総説

契約 65
 契約自由の原則 65
 方式自由の原則→契約自由の原則 654
 契約の解釈→法律行為（契約）の解釈 274

6-2 契約の種類

諾成契約・要物契約 183
 双務契約・片務契約 163
 有償契約・無償契約 291
 典型契約・非典型契約 201
 有名契約・無名契約→典型契約・非典型契約 201
 労務提供型契約 309
 労務供給契約→労務提供型契約 309

6-3 契約の成立

申込み 288
 申込みの誘引→申込み 288
 発信主義・到達主義 227
 隔地者・対話者 24

約款 290
 普通契約約款→約款 290
 契約締結上の過失責任 67

6-4 契約の効力

原始的不能・後発的不能 69
 危険負担 43
 給付危険・対価危険 48
 危険領域説 44
 代償請求権 177
 同時履行の抗弁権 210
 給付・反対給付 49
 不安の抗弁権 240
 第三者のためにする契約 174

6-5 契約の解除

解除 22
 解約告知・解約・告知 24
 解除権→解除 22
 定期行為 197
 解除権不可分の原則 23
 原状回復 69
 クーリング・オフ cooling off 61

6-6 典型契約

6-6-1 贈与
 贈与 164
 死因贈与→遺贈 10
6-6-2 売買
 売買 225
 売買の予約→片務予約・双務予約 265
 片務予約・双務予約 265
 予約完結権→片務予約・双務予約 265
 手付 200
 解約手付→手付 200

証約手付→手付 200
 違約手付→手付 200
 損害賠償額の予定 170
 担保責任 186
 売主の担保責任→担保責任 186
 追奪担保責任 196
 瑕疵担保責任 26
 瑕疵担保責任の法的性質 28
 瑕疵担保責任と錯誤 27

再売買の予約 95

6-6-3 交換

6-6-4 消費貸借・使用貸借

消費貸借 135
 利息制限法の改正 305

使用貸借 132

6-6-5 質貸借

質貸借 195
 質借権 194
 転貸借 202
 不動産質借権→質借権 194

借地権 120

必要費・有益費 232

有益費→必要費・有益費 232

敷金 106

信頼関係破壊の法理 144

借地借家法 121

定期建物質貸借 197

建物保護法 185

借地法 122

借家法 123

リース 303

ファイナンス・リース→リース 303

サブリース 105

6-6-6 労務提供型契約

(雇用・請負・委任・寄託)

雇用 83

安全配慮義務 1

請負 19

委任 13

委任状 14

間接代理 40

寄託 46

6-6-7 組合・和解

組合 60

和解 311

示談→和解 311

6-6-8 消費者契約

情報提供義務 136

約款 290

普通契約約款→約款 290

消費者契約法 134

特定商取引法 212

割賦販売・割賦販売法 33

抗弁権の接続→割賦販売・割賦販売法 33

訪問販売→特定商取引法 212

クーリング・オフ cooling off 61

7 法定債権関係(事務管理・不当利得・不法行為)

7-1 事務管理

事務管理 117

準事務管理 128

7-2 不当利得

不当利得 254

類型論(不当利得の-)→不当利得 254

侵害利得→不当利得 254

転用物訴権→不当利得 254

現存利益 70

非償弁済 231

不法原因給付 258

7-3 不法行為

152

7-3-1 総説

不法行為 259

過失責任の原則 31

無過失責任 282

報償責任 266

危険責任 42

取引的不法行為 218

7-3-2 一般的不法行為

故意 75

過失 30

善管注意義務 158

人格権 142

名誉毀損 285

プライバシー権 261

債権侵害 91

違法性 15

因果関係・相当因果関係 16

不可抗力 240

責任能力 155

7-3-3 不法行為の効果

損害賠償 169

損害 167

原状回復 69

損益相殺 166

慰謝料 10

差止請求権 104

過失相殺 32

素因(被害者の-)→過失相殺 32

7-3-4 特殊不法行為

使用者責任 131

工作物責任 77

土地工作物責任→工作物責任 77

共同不法行為 55

国家賠償法 83

製造物責任 products liability 152

P L法→製造物責任 products liability

8 親族

8-1 総説

親族 143

血族 68

身分行為 281

扶養義務 260

8-2 婚姻

婚姻 84

内縁 219

婚約 85

日常家事債務 220

夫婦財産制 240

離婚 301

有責主義・破綻主義 292

財産分与請求権 95

再婚禁止期間(待婚期間) 95

8-3 親子

実子 114

嫡出子→非嫡出子・準正 231

非嫡出子・準正 231

準正→非嫡出子・準正 231

親権者→法定代理人 270

後見人→法定代理人 270

養子・養子縁組 293

養子縁組→養子・養子縁組 293

離縁 295

特別養子 216

9 相続

9-1 総説

- 相続・相続人 163
- 相続回復請求権 162
- 代襲相続 177
- 積極財産・消極財産→限定承認・単純承認 71

9-2 相続人

- 表見相続人 237
- 僭称相続人→表見相続人 237

9-3 相続の効力

- 特別受益・寄与分 215
- 遺産分割 5

9-4 相続の承認および放棄

- 限定承認・単純承認 71
- 相続放棄 163

9-5 遺言

- 遺言 4
- 遺贈 10
- 遺留分 15

(たとえば、全遺産の20%)についてなされる包括遺贈と、②特定の財産(たとえば、特定の家屋)についてなされる特定遺贈がある。包括遺贈の場合、受遺者は相続人と同一の権利義務を有する(990条)。

【遺贈と死因贈与】

自分が死んだらこの土地を誰それにあげる、という契約を死因贈与という。死因贈与は、死亡によって効力を生ずる点で遺贈に類似するため、遺贈の規定の多くが死因贈与に準用される(554条)。

死因贈与は契約であり、相手方との合意を必要とする(あげよう、もらおうという意思表示が必要である)。これに対し、遺贈は次の点で死因贈与と異なる。①遺贈は単独でできる(単独行為の一種)。②遺贈の方式に関する規定は死因贈与に準用されない。③遺贈をなすには、通常の行為能力を必要としない。たとえば、未成年者でも、満15歳になれば遺贈ができる(961条)。

⇒遺言(p.4)、遺留分(p.15)、法律行為(p.273)

一物一権主義

[いちぶついつけんしゅぎ]

所有権などの物権は、目的物を排他的に支配する権利であるから(排他性)、1個の物の上に互いに相容れない内容の物権は一つしか成立しえないとする原則をいう。

したがって、同一の物の上に二人が同時に所有権を有することはない。ただし、不動産の二重譲渡において、第一譲受人と第二譲受人の双方が未登記の場合など、物権が確定的支配をともなわない場合について、若干の例外がある。

また、この原則は、逆に、1個の物権の客体は1個の独立した物でなければならないとの意味でも用いられる。その根拠は、物権の客体を特定し、その公示を容易化することにより、取引の安全を確保する必要性に求められる。

したがって、物の一部分に物権は成立しないし、また、複数の物の上に単一の物権は成立しない。

ただし、この意味での原則もまた、取引上の必要性から修正される傾向にある。たとえば、判例は、一筆の土地の一部の売買や取得時効を認めており、動産の集合体(たとえば、特定の倉庫にある商品全部)も1個の集合物として単一の譲渡担保権の目的となりうるとする(集合動産譲渡担保)。

⇒物権(p.247)、排他性(p.224)、公示の原則(p.78)、二重譲渡(p.220)、譲渡担保(p.133)

一部無効・全部無効

[いちぶむこう・ぜんぶむこう]

ある法律行為の一部分だけを無効とすることを一部無効といい、これ